

第2回佐久市男女共同参画審議会 次第

日時 平成26年10月2日

午後1時30分～午後15時30分

場所 佐久市情報センター 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議事項

- (1) 佐久市男女共同参画推進事業者表彰要領（案）について
- (2) 表彰に向けての進め方について

4 その他

5 閉 会

佐久市男女共同参画事業者表彰実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は男女共同参画推進条例（平成26年佐久市条例第3号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定により、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている事業者の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 表彰の対象となる者は、男女共同参画の推進の取組に関し、次の各号のいずれかに該当する事業者（国・地方公共団体は除く。）とする。

- (1) 女性の能力活用や職域拡大のため、積極的な取組を行っている事業者
- (2) 家庭生活と仕事その他の活動との両立支援するため独自の取組を行っている事業者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女が共同して参画することのできる環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者

（応募又は推薦）

第3条 表彰する事業者（以下「表彰事業者」という。）は、事業者自らの応募又は第三者の推薦があったものの中から選考するものとする。

2 前項の公募及び推薦は、佐久市男女共同参画推進事業者表彰応募用紙（別記様式）により行うものとする。

（選考）

第4条 市長は、表彰事業者を選考するに当たり、佐久市男女共同参画審議会に諮問し、その答申を尊重し表彰事業者を決定するものとする。

（表彰の方法）

第5条 市長は、表彰事業者に対し、賞状と副賞を授与する。

（表彰の時期）

第6条 表彰は、原則として毎年度1回行うものとし、期日はその都度別に定める。

（公表）

第7条 市長は、決定した表彰事業者について、広報への掲載その他の方法により、公表するものとする。

附則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

佐久市男女共同参画推進事業者表彰応募用紙（案）

平成 年 月 日

《応募または推薦者》

応募単位（該当に○）	営利団体（企業）／非営利団体（NPO、自治体、市民団体、その他）
区分（該当に○）	応募 推薦
応募者 又は 推薦者	氏名
	住所
	TEL

《事業者の概要と取組》

(ふりがな) 事業者名		代表者名	
所在地	〒	TEL	
		FAX	
業種内容		組織人数	女性 人
設立	年 月		男性 人
			全体 人
該当する取組に○ をつけてください (複数選択可)	1 女性の能力活用・職域拡大 2 家庭生活と仕事その他の活動の両立支援 3 その他、男女が共同して参画することができる環境づくり		
具体的な取組内容			

- 1 事業者の概要がわかるパンフレット等がありましたら添付してください。
- 2 取組内容が書ききれない場合は、別紙に記入してください。
- 3 必要に応じて、取組内容の説明を補足する資料を添付してください。